

横須賀市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画の策定に資するため、事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）第75条の規定に基づき、庁内に横須賀市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員会の委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民部危機管理課長をもって充て、副委員長は、経営企画部企画調整課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理人の出席)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部危機管理課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

市長室秘書課長	経営企画部企画調整課長	同都市戦略課長	総務部総務課長
財務部財務課長	文化スポーツ観光部企画課長	税務部税制課長	
市民部市民生活課長	同危機管理課長	福祉部福祉総務課長	健康部健康総務課長
こども育成部こども育成総務課長	こども家庭支援センターこども家庭支援課長	環境政策部環境企画課長	資源循環部資源循環総務課長
経済部経済企画課長	都市部都市計画課長	土木部土木計画課長	み
なと振興部港湾企画課長	上下水道局技術部計画課長	消防局総務課長	
教育委員会事務局教育総務部総務課長			